



26文科高第1040号
平成27年3月31日

国立大学法人茨城大学長 殿

文部科学大臣
下村博文



国立大学法人茨城大学の中期目標を達成するための
計画（中期計画）の変更の認可について

平成27年3月23日付け14茨大戦第2213号をもって、認可申請の
あった標記の件については、申請のとおり認可します。



国立大学法人茨城大学の中期計画 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
(新 規)	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p><u>(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u><「地(知)の拠点事業」の推進></u></p> <p>30 <u>「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。</u></p>	<p>「地(知)の拠点整備事業</p> <p>: 茨城と向き合い、地域の未来づくりに参画できる人材の育成事業」採択に伴う中期計画の追加</p>